

別表 1

対象となる資格（人材育成期間中に新たに取得する場合）

- 介護初任者研修
- 第一種運転免許（大型自動車免許または大型特殊自動車免許に限る）
- 第二種運転免許
- 牽引免許
- 移動式クレーン運転士
- クレーン・デリック運転士
- フォークリフト運転技能講習
- 玉掛技能講習
- 高所作業技能講習
- 車両系建設機械技能講習
- ボイラー技師
- 危険物取扱者
- その他知事が認めるもの

別表 2

対象となる資格（既に取得している場合）

- 介護福祉士
 - 社会福祉士
 - 精神保健福祉士
 - 作業療法士
 - 理学療法士
 - 保育士
 - 看護師
 - 管理栄養士
 - 調理師
 - 行政書士
 - 宅地建物取引士
 - 建設施工管理技師（1級、2級）
 - 電気工事施工管理技師（1級、2級）
 - 造園施工管理技師（1級、2級）
 - 舗装施工管理技術者（1級、2級）
 - その他知事が認めるもの
- ※別表 1 に掲げる資格を含む

別表 3

補助対象経費	補助額	内 容	留意事項
対象人材の雇入れに係る経費	対象労働者1人あたり50万円 (短時間労働者の場合は25万円)		
人材育成経費	1 / 2 (上限50万円)	<ul style="list-style-type: none">・資格取得のために要した経費(講座等参加費用)・研修会の開催や参加のための経費(講師謝金, 旅費, 会場使用料, 駐車場料金等)	試験受験料及び試験に係る経費を除く。